

館内インフォメーション

1F フロント (内線番号 11)

- ・チェックイン 15:00
- ・チェックアウト 11:00 ※ご精算とルームキーのご返却をお願い致します。
- ・お貸出し品 加湿器 グラス類 充電器 (ご対応できない機種も御座います)
※数に限りがございます。フロントにてお渡し致します。

玄関施錠時間 0:30 ~ 5:30 ・出入りは可能です。警備員にお申し付け下さい。
※ただし 1:30~2:00 までは防犯システム上、ドアの開閉ができません。

お部屋の鍵

- ・お部屋からお出かけの際は、必ず施錠の確認をお願い致します。
- ・外出の際は、ルームキーをフロントにお預け下さい。

ロビー

- ・売店 営業時間 9:00 ~ 21:00
※氷の販売もございます。営業時間外はフロントにて販売しております。
- ・喫煙所・たばこ自動販売機 ロビー奥にございます。

2F 温泉大浴場

営業時間

- ① 15:00~0:00(最終入場 23:30) ② 翌朝 6:00~10:30(最終入場 10:00)

※大浴場にタオルは御座いません。クローゼットに用意してあるタオルをお持ち下さい。

エステ《アバカバル》 (内線番号 231) 営業時間 15:00~23:30 (最終受付 22:00)

《岩盤浴》(完全予約制) (内線番号 231) 営業時間 15:00~23:00(最終受付 21:30)

指圧マッサージ ご予約はフロント(内線番号 11)までお願いします。

自動販売機、電子レンジ ソフトドリンク、アルコール類、軽食類各種

コインランドリー ご利用料金 300円(乾燥 100円)

《キャビン客室》 女性専用スペースでございます。

3F レストラン『OCEAN'S GIFT』

- ・朝食 バイキング 営業時間 7:00 ~ 9:30 (最終入場 9:00)
 - ・夕食 バイキング 営業時間 17:30~21:00(最終入場 19:00)
- ※繁忙期は、お時間の指定をさせていただく場合がございます。

5F 貸切露天風呂

- ・完全予約制(40分 3,000円)
- ※ご予約はフロント(内線番号 11 番)までお願いします。

その他 貴重品について

貴重品保管は、お部屋にございます金庫をご利用ください。

宿 泊 約 款

【適応範囲】

- 第1条 熱海シーサイド スパ&リゾート(以下「当館(当ホテル)と云う)が当館宿泊者及び施設利用者(以下「利用者」と云う)との間で締結する宿泊、施設利用、その他関連契約(以下「宿泊等契約」と云う)は、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。
- 2 当館が、法律及び慣習に反しない範囲で特約に応じた場合、前項の規程に関らず、その特約が優先する。

【宿泊等契約の申し込み】

第2条 当館に宿泊等契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1)利用者名
 - (2)利用日及び到着予定時刻
 - (3)利用料金(原則として別表第1による)
 - (4)その他当館が必要と認める事項
- 2 利用者が、利用中に前項第2号の利用日を超えて利用の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊等契約の申込みがあったものとして処理します。

【宿泊等契約の成立等】

第3条 宿泊等契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

但し、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊等契約が成立したときは、利用期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、利用者が最終的に支払うべき利用料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、契約金に次いで賠償金の順序に充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊等契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を利用者に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

第4条 前条第2項の規定に関らず、当館は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊等契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

【宿泊等契約締結の拒否】

第5条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊等契約の締結に応じないことがあります。

- (1)利用の申込みが、この約款によらない場合。
 - (2)満室(員)により施設に余裕がない場合。
 - (3)利用しようとする者が、伝染病者であることが明らかな場合。
 - (4)利用に関して合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
 - (5)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ない場合。
 - (6)その他当館が不適切と判断した場合。
- 2 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊等契約の締結に応じないものとします。
- (1)利用しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・法人・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)である場合。
 - (2)利用しようとする者が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体である場合。
 - (3)利用しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する場合。
 - (4)利用しようとする者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - (5)利用しようとする者が、当館もしくは当館従業員及び、当館利用者に対して暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求した場合。

【利用者の宿泊等契約の解除】

第6条 利用者は、当館に申し出て、宿泊等契約を解除することができます。

- 2 当館は、利用者がその責めに帰すべき事由により宿泊等契約の全部又は一部を解除した場合(第3条2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前

に利用者が宿泊等契約を解除した場合を除くは、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たり、利用者が宿泊等契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が利用者に告知したときに限ります。

- 3 当館は、利用者が連絡をしないで利用日当日の午後8時(あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間過ぎた時刻)になっても到着しないときは、その宿泊等契約は利用者により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当館の宿泊等契約の解除】

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊等契約を解除することがあります。

- (1)利用者が利用に関し、法令、公序良俗に反する行為をする恐れがあるとき、又は同行為をしたと認められる場合。
 - (2)利用者が感染者であることが明らかな場合。
 - (3)利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
 - (4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊されることが出来ない場合。
 - (5)寝室等での寝煙草、消防用設備等に対する悪戯、その他当館が定める利用規約の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わない場合。
 - (6)第10条に定める利用規則に従わない等、その他当館が不適切と判断した場合。
- 2 当館は利用者が次の事由に該当する場合、宿泊等契約を解除するものとします。
 - (1)暴力団等反社会勢力である場合。
 - (2)暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体である場合。
 - (3)法人でその役員のうち暴力団に該当する者がある場合。
 - (4)他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - (5)当館もしくはその従業員及び当館利用者に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 - 3 当館が前2項の規定に基づき宿泊を解除した場合、利用者が未だ提供を受けてない利用サービス等の料金は頂きません。

【利用者の登録】

第8条 宿泊者及び、その他当館利用者のうち当館が必要と認める場合は、当館のフロントにて、次の事項を登録していただきます。

- (1)利用者の氏名、年齢、性別、住所、及び職業
 - (2)外国人にあっては、国籍、旅行番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当館が必要を認める事項
- 2 利用者が第12条の料金の支払いを、利用券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法にて行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

【利用規則の遵守】

第10条 利用者は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は下記の通りです。

- (1)フロント・キャッシャー等サービス時間
 - イ 門 限 午前0時30分
 - ロ フロントサービス 午前7時00分～午後11時00分
- (2)飲食等(施設)サービス時間
 - イ 朝 食 午前7時00分～午前9時30分 (レストラン)
 - ロ 夕 食 午後5時30分～午後9時00分 (レストラン)
- (3)その他の附帯サービス時間
 - イ 売 店 午前9時00分～午前11時00分・午後2時00分～午後9時00分
 - ロ エステ 午後3時00分～午後11時30分 (最終受付 午後10時00分)

ハ) 多目的室	午後3時00分～翌日午前10時00分
ニ) 大浴場	午後3時00分～午前0時00分・午前6時00分～午前10時30分
ホ) 湯上がり処	午後3時00分～午前0時00分・午前6時00分～午前10時30分
ヘ) 岩盤浴	午後3時00分～午後11時00分(最終受付21:30)

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

第12条 利用客が支払うべき利用料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の利用料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた利用券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により、当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が利用者に客室を提供し、使用が可能になったのち、利用者が任意に宿泊しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

【当館の責任】

第13条 当館は、宿泊等契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当館は、消防法令に適合しているホテルとして防火セーフティーマークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第14条 当館は、利用者に契約した客室を提供できないときは、利用者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ないときは、違約金相当額の補償料を利用者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

第15条 利用客がフロントにお預けになった物品又は現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、利用客がそれを行わなかったときは、当館、15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 利用客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントへお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害を生じたときは、当館は、その損害を賠償します。但し、利用客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

【利用者の手荷物又は携帯品の保管】

第16条 利用客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、利用客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。

- 2 利用客がチェックアウトしたのち、利用客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め七日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における利用客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合は同条第2項の規定に準ずるものとします。

【駐車場の責任】

第17条 利用者が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関らず、当館は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【利用者の責任】

第18条 利用者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該利用者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

駐車場ご利用時間

午前11時30分～午前11時15分 (ご利用延長はお受けできません)

宿泊客が支払うべき総額	
宿泊料金	(1) 基本宿泊料（室料＋朝食料）
追加料金	(2) 追加料金（朝食以外の飲食料）及びその他利用料金
税金	イ. 消費税
	ロ. 入湯税（大人のみ）

- 備考 1 基本宿泊料は、フロント及び各客室内に掲示する料金表によります。
- 2 子供料金は小学生以下に適用し、また、幼児料金は3歳から未就学児までに適用する。

契約解除の通知を受けた	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前	9日前	10日前
違約金	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

【免責事項】

第19条 当館内からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。

コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切も責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

【ご利用規約】

ホテルの公共性と安全性を確保するため、当館をご利用のお客様には宿泊約款第10条にもとづき下記の規則をお守りくださるようお願いいたします。この規則で定められた事項をお守り願えないときは、宿泊約款第7条により宿泊の継続をお断りさせていただくことがあります。

【記】

- 客室内で暖房用、炊事用火器およびアイロン等のご使用にならないでください。
- 布団やベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
- ロビー及び客室内に次のようなものをお持込にならないでください。
 - (イ) 動物、鳥類（ペット類。但し、盲導犬、聴導犬、介助犬等の身体障害者補助犬は除く。）
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの。(ハ) 常識的な量を超える物品。
 - (ニ) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの。(ホ) 違法に所持を許可されていない銃砲刀剣類。
- 当館内で、賭博及び風紀を乱すような行為、または他の利用者に迷惑を及ぼすような言動はなさないでください。
- 訪問客を客室にご案内なさないでください。
- 客室やロビーを事務所及び展示室がわりにご使用にならないでください。
- お預かりのお忘れものの保管は、ご指定のない限りご出発後6ヶ月とさせていただきます。
- 館内の諸設備及び諸物品についてお願い。
 - (イ) その目的以外の用途にはご使用にならないでください。(ロ) 当館の外に持ち出さないでください。
 - (ハ) その他の場所に移動したり加工したりなさないでください。
- 客室は、ご宿泊以外の目的にはご使用になさないでください。
- 当館内及び敷地内で、商業目的や他のお客様にご迷惑をかけるような写真撮影は固くお断りいたします。
- 当館の外観を損なうような物品を窓におかけにならないでください。

【お願い】

- お会計は、ご到着の際お支払ください。またはフロントから勘定書の指示がございましたらその都度お支払いください。
- 領収書は各部屋単位にご用意いたしておりますので、同室のお客様さまが分割領収書をご希望の場合はお早目にお申し付けください。
- お支払についてのご不審がございましたら、ご遠慮なくフロントにおたずねください。
- 現金、貴重品はフロントにお預けください。お預かり以外の貴重品の紛失、盗難については一切責任を負いかねます。なお、美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。